

## 法人町民税の均等割の税率表

号数	法人の区分	税率（年額）
1号	次のいずれかの法人 ① 法人税法第2条第5号の公共法人及び第294条第7項に規定する公益法人等のうち、第296条第1項の規定により均等割を課することができないもの以外のもの（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除く。） ② 人格のない社団等 ③ 一般財団法人（非営利法人「法人税法第2条第9号の2に規定する非営利法型法人をいう。以下この号について同じ。」に該当するものを除く。）及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。） ④ 保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金を有しないもの。（①～③までに掲げる法人を除く。） ⑤ 資本金等の額を有する法人（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及び、④に掲げる法人を除く。以下この表において同じ。）で資本金等の額が1千万円以下であるもののうち、市町村内に有する事務所、事務所又は寮等の従業者（政令で定める役員を含む。）の数の合計数が50人以下のもの。	50,000円
2号	資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1千万円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を越えるもの。	120,000円
3号	資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1千万円を越え、1億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの。	130,000円
4号	資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1千万円を越え、1億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を越えるもの。	150,000円
5号	資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を越え、10億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの。	160,000円
6号	資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え、10億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を越えるもの。	400,000円
7号	資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を越えるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの。	410,000円
8号	資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を越え、50億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を越えるもの。	1,750,000円
9号	資本金等の額を有する法人で資本金等の額が50億円を越えるもののうち、従業者数の合計額が50人を越えるもの。	3,000,000円